

「富山県男性の育児休業取得促進補助金」デジタル広報業務に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

富山県男性の育児休業取得促進補助金の認知度を高め、県内の育児休業取得率を向上させることを目的とし、県内在住で子の出産を控えた20～30代の若い世代に対して、訴求力のあるソーシャルメディア等におけるデジタル広告を活用した広報を効果的に展開するため、プロポーザルを実施して受託業者を選定するもの。

2 委託業務の概要

(1) 業務の名称

「富山県男性の育児休業取得促進補助金」デジタル広報業務

(2) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

(4) 委託に係る予算上限額

金2,250,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

3 参加資格

本プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる全ての項目を満たしている単独企業又は複数の企業で構成する共同企業体とする。

(1) 単独企業

- ① 富山県との打ち合わせ等に常時参加できる体制をとれる者であること。
- ② 優れた企画制作能力を有し、提案内容を確実に遂行できる体制であること。
- ③ このプロポーザルの募集開始の日から採用者決定の日までの間に、富山県の指名停止又は指名保留の措置期間中でない者であること。
- ④ 宗教団体や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。
- ⑤ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ⑥ 本店及び県内に所在する事業所等が都道府県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ⑦ 提案書受付期間において、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づく更生手続き開始の申し立て及び民事再生手続き開始の申し立て

がなされている者でないこと。

- ⑧ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与している法人その他の団体又は個人に該当しない者であること。

（2）共同企業体

- ① 各構成員が、上記（1）③から⑧に掲げるすべての項目を満たしている者であること。
- ② 共同企業体の代表者が、上記（1）①及び②を満たしている者であること。
- ③ 共同企業体が、2つ以上の者により自主的に結成されたものであること。
- ④ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。
- ⑤ 各構成員が、本プロポーザルに参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員ではないこと。
- ⑥ 次の事項を定めた共同企業体に係る協定書を締結していること又は本事業の委託契約の締結の日までに協定書の締結を予定していること。

ア 目的	イ 共同企業体の名称	ウ 構成員の名称及び所在地
エ 代表者の名称	オ 代表者の権限	
カ 出資を伴う場合の構成員の出資比率		
キ 構成員の責任	ク 業務履行中における構成員の脱退に対する措置	
ケ 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置		
コ 解散後の瑕疵担保責任	サ 取引金融機関	シ その他必要な事項

4 参加手続

（1）プロポーザルへの参加申込み

プロポーザルへの参加を希望する場合は、「プロポーザル参加申込書」（様式1）及び「会社概要」（様式2）を5月8日（水）17時までに電子メールで送付すること。

（2）質問の受付

本プロポーザルに関する質問は、「質問書」（様式3）により電子メールにて5月8日（水）17時まで受け付ける（質問への回答は、原則、すべての参加者に周知する。）。

（3）その他

参加申込書及び質問書の提出先は「10 問合せ先」に同じ。

5 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

下記の書類データを提出すること。

① 企画提案書（任意様式）

別紙「仕様書」を参照のうえ、提案すること。

事業内容ごとに、企画の意図、手法、イメージ、スケジュールなどの提案内容がわかるようにすること。

② 経費見積書（任意様式）

③ 業務実施体制（任意様式）

責任者氏名及び職務経歴、人員配置・実施体制について記載すること。

④ 会社概要（パンフレット等）

(2) 提出期限

5月15日（水）17時（必着）

(3) 提出場所及び提出方法

① 提出先 「10 問合せ先」に同じ

② 提出方法 電子メールによる

E-Mail : ahatarakikata@pref. toyama. lg. jp

6 審査方法

(1) 企画提案書による書面審査により採用者を決定する（必要に応じてヒアリングを実施）。

(2) 審査基準は、別紙「審査基準」のとおり。

(3) 審査結果は、プロポーザル参加者に直接通知するとともに、以下の事項については、県ホームページで公表する。なお、審査結果に対する異議申立てはできないものとする。

- ・プロポーザル全参加者の名称
- ・選定した契約候補者の名称
- ・プロポーザル全参加者の得点一覧

（ただし、どの参加者の得点か特定できないような表記とする。）

7 契約締結

プロポーザルの結果、採用となった後は、富山県と協議のうえ最終的な仕様を確定し、別途、業務委託契約書を締結するものとする。

8 その他

- (1) 本プロポーザル参加に要するすべての費用は、参加者負担とする。
- (2) 参加申込み後にプロポーザルへの参加を辞退する場合は、5月13日（月）17時までに辞退届（任意様式）を提出すること。
- (3) 次に掲げる提案は無効とする。
 - ・ 所定の日時、場所において提出すべき書類を提出しなかった場合
 - ・ 本プロポーザルに関する条件、指示事項等に違反した場合
- (4) 受託者は、委託業務を実施するにあたり、業務上知りえた秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (5) 経費見積書への押印省略について
経費見積書には代表者印が必要となるが、以下の要件を満たした場合は、押印省略が可能となる（社印(角印)の押印は不要）。
なお、電子印は不可。
<要件>
 - ア. 押印を省略する場合は、該当書類に「発行責任者及び担当者」の欄を設け、役職（所属）・氏名（フルネーム）及び連絡先（電話番号）を記載すること。
 - イ. 発行責任者とは、実際の役職に関わらず、見積書を発行するにあたり責任を有する者とする。

9 今後のスケジュール

- | | |
|-------------------|-------------|
| ・ 公募開始 | 4月22日（月） |
| ・ プロポーザル参加申込締切 | 5月8日（水）17時 |
| ・ プロポーザルに関する質問書締切 | 同 上 |
| ・ 辞退届提出締切 | 5月13日（月）17時 |
| ・ プロポーザル企画提案書提出締切 | 5月15日（水）17時 |
| ・ 書面審査 | 5月中旬 |
| ・ 審査結果通知、契約締結 | 5月下旬以降 |

10 問合せ先

富山県知事政策局 少子化対策・働き方改革推進課 森麻、武部
〒930-8501 富山県富山市新総曲輪1番7号
TEL : 076-444-3137 E-Mail : ahatarakikata@pref.toyama.lg.jp